

県北広域振興局長告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年12月21日

県北広域振興局長 南 敏 幸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 395号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡洋野町大野第3地割字平根41番114地先から九戸郡 軽米町大字小軽米第15地割字屋敷83番1地先まで	新	B 48.6～13.3 m	m 861.3
九戸郡軽米町大字小軽米第15地割字屋敷83番5地先から83 番1地先まで	旧	A 35.6～17.4	84.7
九戸郡洋野町大野第3地割字平根41番114地先から九戸郡 軽米町大字小軽米第15地割字屋敷83番1地先まで		B 48.6～13.3	861.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - (2) 期間 平成30年12月21日から平成31年1月21日まで